

1. 中央区保健医療福祉計画2020における最終評価について

基本理念

みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区

施策の体系

基本施策第1 地域包括ケアの仕組みづくり		最終評価
施策の方向性(1) 包括的相談支援体制の構築 ①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備／②相談支援包括化のための多機関連携強化／③包括的・継続的マネジメント支援の推進／④ソーシャルワーク機能の向上／⑤アウトリーチ(地域に向く支援活動)による支援の充実		A
施策の方向性(2) 健康づくりの推進 ①生涯を通じた健康づくりの推進／②介護予防・日常生活支援総合事業の充実／③ライフステージに応じた食育の推進／④歯と口の健康づくりの推進／⑤こころの健康づくりの推進		A
施策の方向性(3) 在宅療養支援の推進 ①在宅医療・介護連携の推進／②在宅療養生活を支えるサービスの充実／③認知症施策の推進／④医療的ケア児者の支援／⑤難病・がん患者の支援／⑥在宅療養の普及・啓発		A
施策の方向性(4) 生活支援サービスの充実 ①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備／②地域福祉コーディネーター(CSW)による地域活動の支援／③多様な主体による生活支援サービスの充実／④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化／⑤地域ケア会議の活用		A
施策の方向性(5) 多様な住まい方の支援 ①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進／②区民住宅の管理の適正化／③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援／④住み替え支援／⑤生活困窮者の住まいの確保支援／⑥グループホーム等の整備		B
基本施策第2 気づきあい支えあいつながる地域づくり		最終評価
施策の方向性(1) 地域コミュニティの活性化 ①さまざまな主体による活動の推進／②多世代交流の促進／③地域活動拠点の整備／④地域における防災・防犯活動の支援／⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化		B
施策の方向性(2) 地域の担い手や活動団体の育成・支援 ①地域の担い手の養成／②さまざまな主体との協働の推進／③ボランティア活動の支援／④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援／⑤地域福祉コーディネーター(CSW)・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援(再掲)		B
施策の方向性(3) 重層的見守りネットワークの充実 ①民生・児童委員の活動支援／②青少年の健全育成支援、家庭教育支援／③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進／④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大／⑤民間事業者等による見守り体制の推進／⑥地域の支援者のネットワーク化		A
施策の方向性(4) 心のバリアフリーの推進 ①福祉教育の推進／②障害者等の参加・交流機会の充実／③多様性を認め合うまちづくりの推進／④多文化共生の意識醸成／⑤男女共同参画の推進		B
基本施策第3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり		最終評価
施策の方向性(1) 地域保健医療体制の整備 ①かかりつけ医等の普及／②緊急医療体制の確保／③災害時の応急救護体制の整備／④福祉避難所の体制整備／⑤災害時要配慮者への支援		A
施策の方向性(2) 健康危機管理対策の推進 ①感染症対策の推進／②衛生的な環境の確保／③食生活の安全確保／④医事・薬事の安全確保		A
施策の方向性(3) 福祉サービスの質の向上・人材確保 ①社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化／②指定管理者評価、第三者評価等によるサービスの質の向上／③福祉サービス苦情相談窓口の設置／④福祉専門職等人材の確保		A
施策の方向性(4) 生活困窮者等の自立支援 ①暮らしと仕事の自立支援／②ひとり親家庭の自立支援／③子ども・若者の学習支援／④ひきこもり支援		A
施策の方向性(5) 権利擁護の推進 ①人権尊重／②児童虐待防止／③高齢者・障害者の虐待防止／④成年後見制度の利用促進		A
施策の方向性(6) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ①情報バリアフリーの強化／②人にやさしい空間づくり／③子どもを守る安全なまちづくり		B

最終評価方法

15の「施策の方向性」ごとに最終評価シートを作成する。

- 最終評価

「主な取組・事業」における関連事業について、所管課において進捗状況を次のA～Dの4段階で評価し、数値化する。

A=順調に進行している =4

B=概ね順調に進行している =3

C=あまり順調でない =2

D=順調でない =1

各事業評価の平均値から①～⑤ごとに、A=3.5以上、B=2.6以上、C=2以上、D=2.0未満の基準に沿って、A～Dの評価をし、その評価の平均値から「施策の方向性」の最終評価を算出する。

なお、重層的支援体制整備事業実施計画の評価も兼ねるため、重層的支援体制整備事業の法定事業「Ⅰ. 相談支援」「Ⅱ. 参加支援」「Ⅲ. 地域づくり支援」に関連するものは、それぞれ【重・相】【重・参】【重・地】と示す。

・事業の実施状況と成果

計画後期（令和6年度～7年度）における事業の実施状況や成果を記載する。

員を相談支援包括化推進員に任命し、順次配置を図ること等を目的に、相談支援包括化推進連盟整理、支援機関の役割分担により連携強化をワーク機能向上研修(年2回)を実施し、分野横断的連携により、ケアマネジメント力の向上に努めた。また、子ども家庭ネットワークとして位置付けた「子ども家庭ネットワーク」

基本施策1

地域包括ケアの仕組みづくり

すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化する。

施策の方向性（1）

包括的相談支援体制の構築

目指す姿

●地域住民だけではなくは自ら解決が困難な課題について、身近な地域で包括的に受ける。

●複合的な生活課題を抱えるケースに対して、関係機関等が積極的に連携する。

1 評価・事業の実施状況と成果（令和6年度～7年度）

最終評価

主な取組・事業に係る評価（評価内訳）

①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備【重・相】

A

②相談支援包括化のための多機関連携強化【重・相】

A

③包括的・継続的マネジメント支援の推進【重・相】

A

④ソーシャルワーク機能の向上

A

⑤アウトリーチ（地域に向向く支援活動）による支援の充実【重・相】

A

※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業

指標名

R4（基準）

R5

R6

R7

R8（予定）

R8（目標）

①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備

ふくしの総合相談窓口の開設数

0カ所

0カ所

1カ所

2カ所

3カ所（各地域に1カ所）

3カ所（各地域に1カ所）

②相談支援包括化のための多機関連携強化

相談支援包括化推進員数

関係各課に1人以上（計20人）

関係各課に1人以上（計21人）

関係各課に1人以上

③包括的・継続的マネジメント支援の推進

資質向上型地域ケア会議の開催

年7回

年7回

継続

④ソーシャルワーク機能の向上

合同研修開催実績

年1回

年1回

各相談支援機関および区の関係部署ごとに年1回以上

⑤アウトリーチ（地域に向向く支援活動）による支援の充実

地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの支援件数

地域支援：延べ2,411件

地域支援：延べ2,739件

地域支援：延べ1,951件

個別支援：延べ1,293件
地域支援：延べ1,939件

個別支援：延べ2,200件
地域支援：延べ1,650件

拡大

3 課題

包括的な相談支援体制の構築に向けて、複合的な生活課題を抱えるケースに対して、関係機関等が積極的に連携する。

・課題
次期計画に向けて解決すべき課題や社会情勢の変化等により生じた新たな課題を記載する。

4 今後の方向性

重層的支援体制整備事業の9つの指標のうち「相談支援」については、短期効果に期待せず、長期的な取り組みを推進する。

・今後の方向性
課題を踏まえ、2027年以降の事業の方向性を記載する。

5 推進委員会による評価・意見等

・推進委員会による評価・意見等
1～4を踏まえ、本推進委員会や意見票にて委員の評価・意見を聴取し、推進委員会による事業評価を実施する。

D=順調でない =1

各事業評価の平均値から①～⑤ごとに、A=3.5以上、B=2.6以上、C=2以上、D=2.0未満の基準に沿って、A～Dの評価をし、その評価の平均値から「施策の方向性」の最終評価を算出する。

なお、重層的支援体制整備事業実施計画の評価も兼ねるため、重層的支援体制整備事業の法定事業「Ⅰ. 相談支援」「Ⅱ. 参加支援」「Ⅲ. 地域づくり支援」に関連するものは、それぞれ【重・相】【重・参】【重・地】と示す。

・事業の実施状況と成果
計画後期（令和6年度～7年度）における事業の実施状況や成果を記載する。

令和2年度の社会福祉協議会（令和3年度～5年度）を経て、令和6年度から本格実施した。地域住民の相談を住民に身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携し適切な支援につなぐ場として「ふくしの総合相談窓口」を令和6年4月に区役所地下1階に「築地交流スペース ツキベ」へのアウトリーチによる支援の充実を図ることができた。また、複合化・複合化を拡大した。また、総会議（年1回）も開いた。あわせて、断片的な知識・スキル、また、従来の「ふくし」を構築した。母子家庭など、子育て支援など、

基本施策1	地域包括ケアの仕組みづくり
すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあいが連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。	
施策の方向性（1）	包括的相談支援体制の構築
目指す姿	●地域住民だけでは自ら解決が困難な課題について、身近な地域で包括的に受け止め、関係機関等と連携・協働して適切な支援につなぐ場が整っています。 ●複合的な生活課題を抱えるケースに対して、関係機関等が積極的に連携するチームによる個別支援により、包括的な課題解決が図られています。

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価		
A	主な取組・事業に係る評価(評価内訳)	
	①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備【重・相】	A
	②相談支援包括化のための多機関連携強化【重・相】	A
	③包括的・継続的マネジメント支援の推進【重・相】	A
	④ソーシャルワーク機能の向上【重・相】	A
	⑤アウトリーチ(地域に出向く支援活動)による支援の充実【重・相】【重・参】	A

令和2年度の社会福祉法改正により、包括的な支援体制の構築を目指す「重層的支援体制整備事業」が創設され、本区においても移行準備事業(令和3年度～5年度)を経て、令和6年度から本格実施した。

地域住民の相談を住民に身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携し適切な支援につなぐ場として「ふくしの総合相談窓口」を令和6年4月に区役所本庁舎地下1階に、令和7年7月に月島区民センター内に開設した。あわせて、令和6年7月に区役所地下1階に「築地交流スペース ツキチカ！」を開設し、区内3地域に社会福祉協議会が運営する地域活動拠点が整備されたことで地域へのアウトリーチによる支援の充実を図ることができた。

複雑化・複合化する課題に対応するため、福祉保健部内にとどまらず相談業務に携わる部署の職員を相談支援包括化推進員に任命し、順次配置を拡大した。また、重層的支援体制整備事業についての理解を深めるとともに、関係機関の情報共有を図ること等を目的に、相談支援包括化推進連絡会議(年1回)を開催した。多機関協働事業については、支援会議を開催し、事例の情報共有や課題整理、支援機関の役割分担により連携強化を図った。あわせて、相談を受けた職員が、複合的な課題への対応力を高めることを目的に、ソーシャルワーク機能向上研修(年2回)を実施し、分野横断的な知識力、アセスメント力の向上を図るほか、ケアマネジャー研修や資質向上型地域ケア会議の開催により、ケアマネジメント力の向上に努めた。

また、従来の子ども子育て応援ネットワークを発展的に再編し、児童福祉法に基づく「こども家庭センター」として位置付けた「こども家庭ネットワーク」を構築した。母子保健と児童福祉の合同会議を通じて、情報共有と支援検討を実施した。

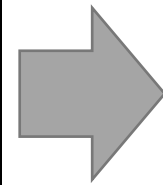
※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備	ふくしの総合相談窓口の開設数	0カ所	0カ所	1カ所	2カ所	3カ所(各地域に1カ所)	3カ所(各地域に1カ所)
②相談支援包括化のための多機関連携強化	相談支援包括化推進員数	福祉保健部各課に 1人以上(計14人)	福祉保健部各課に 1人以上(計14人)	関係各課に1人以上 1人以上(計19人)	関係各課に1人以上 (計20人)	関係各課に1人以上 (計21人)	関係各課に1人以上
③包括的・継続的マネジメント支援の推進	資質向上型地域ケア会議の開催	年6回	年6回	年6回	年7回	年7回	継続
④ソーシャルワーク機能の向上	合同研修開催実績	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	各相談支援機関および区の 関係部署ごとに年1回以上
⑤アウトリーチ(地域に出向く支援活動)による支援の充実	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの支援件数	個別支援:延べ1,225件 地域支援:延べ2,411件	個別支援:延べ1,955件 地域支援:延べ2,739件	個別支援:延べ2,112件 地域支援:延べ1,951件	個別支援:延べ1,293件 地域支援:延べ1,939件	個別支援:延べ2,200件 地域支援:延べ1,650件	拡大

3 課題

包括的な相談支援体制の構築に向けて、今後はより一層「ふくしの総合相談窓口」を含む各相談支援機関、相談支援包括化推進員と地域福祉コーディネーターなどの関係機関の円滑な連携体制を築く必要がある。 また、複雑化・複合化する課題を的確に把握し、適切なサービスにつなぐため、各窓口における職員のソーシャルワーク機能の向上が求められる。 さらに、多様化する相談ニーズに対応するため、新たな相談方法の検討が必要となる。
--



4 今後の方向性

重層的支援体制整備事業の3つの支援の一つである「相談支援」については、福祉部門に留まらず幅広い部署に対し、本事業の周知と支援会議等の活用を促し、複雑化・複合化する課題の解決に連携して取り組む体制の構築を図る。「ふくしの総合相談窓口」等の相談支援機関を含む区民から相談を受ける職員に対しては、研修の充実を図り、分野横断的な知識やアセスメント力の向上を図っていく。また、相談に至るまでの障壁の低減のため、オンラインによる相談や予約の受付を実施していく。 社会とのつながりづくりを行う「参加支援」、地域住民同士の顔の見える関係性を構築するための「地域づくりに向けた支援」については、地域に出向く地域福祉コーディネーターとより一層連携を深め、支援が相互に重なり合いながら、課題を抱えた方に寄り添い、伴走する包括的な支援体制を構築していく。
--

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策1	地域包括ケアの仕組みづくり
すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあい連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。	
施策の方向性（2）	健康づくりの推進
目指す姿	●すべての人が健康について関心を持ち、健康診査の受診やライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組んでいます。 ●区民一人一人が健全な食生活を実践するとともに、自ら歯科検診の受診や口腔機能の維持・向上に取り組むことができるよう、元気応援サポーター等を中心に区独自の介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング(粋トレ)」の周知を図るとともに、社会参加の機会にもなる「高齢者通いの場」(R8年3月末現在22団体)の立ち上げ支援を行っている。 ●誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、区に関わるあらゆる人々の生きづらさが軽減されています。

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価		
主な取組・事業に係る評価(評価内訳)		
A	①生涯を通じた健康づくりの推進	A
	②介護予防・日常生活支援総合事業の充実【重・地】	A
	③ライフステージに応じた食育の推進	B
	④歯と口の健康づくりの推進	A
	⑤こころの健康づくりの推進	A

健康寿命の延伸に向け、特定健康診査データ等の分析により健康課題の把握や特定健康診査対象者への受診勧奨ハガキ・パンフレットの送付を行うとともに、ウォーキングマップをはじめ健康管理機能を搭載した中央区健康アプリ「ちゅうおうヘルス&ワーク」の運用開始により区民の健康への関心を高めた。あわせて、高齢者が身近な場所で健康づくりに取り組むことができるよう、元気応援サポーター等を中心に区独自の介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング(粋トレ)」の周知を図るとともに、社会参加の機会にもなる「高齢者通いの場」(R8年3月末現在22団体)の立ち上げ支援を行っている。

また、フレイル予防に向けて、令和6年度から開始した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を通じて、リスクの高い高齢者への保健師・管理栄養士・歯科衛生士の個別訪問を実施し、健康相談・指導、生活習慣改善に必要なサービスにつなげるとともに、健康状態不明者への訪問による状態把握(ハイリスクアプローチ)、中央区社会福祉協議会と連携した高齢者サロンや区施設・イベントでのフレイル予防の普及啓発講座・相談(ポピュレーションアプローチ)を実施した。

食育の推進では、区ホームページ「食育ガイド」等において食と健康情報、調理動画等の情報発信を行うとともに、「食べよう野菜350運動」等の食育強化月間を通じて保育施設、小中学校の子どもや保護者等に対する食育の普及啓発に取り組んだ。あわせて、口腔機能の維持・向上に向けては、産前産後、成人・高齢者歯科健診の受診勧奨の取組を進めながら、幼児向けの「すすすく歯科相談」や出前健康講座の実施、8020達成者、よい歯のすこやか家族の表彰など区民の意識啓発を図った。

こころの健康づくりでは、専門医や保健師による精神保健福祉相談の実施、年2回のゲートキーパー養成講座を進めるとともに、産後うつ対策としてブレママ、パパママ教室での健康教育に取り組んだ。また、令和6年3月に中央区自殺対策計画を改定し、「区民への啓発と周知」、「女性への支援」の取組を強化するとともに指標を設定し、区に関わるあらゆる人々の「生きづらさの軽減」に取り組んだ。

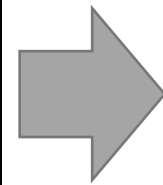
※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①生涯を通じた健康づくりの推進	特定健康診査受診率	33.9%	33.0%	33.0%	33.3%	-	40.1%
	高齢者に対するデータを活用した個別の健康相談・指導件数	-	-	223件	476件	-	360件
②介護予防・日常生活支援総合事業の充実	高齢者通いの場 a.新規開設団体数 b.延べ参加者数	a.新規4団体 b.5,567人	a.新規1団体 b.6,724人	a.新規3団体 b.7,609人	a.新規2団体 b.9,424人	-	充実
③ライフステージに応じた食育の推進	1日3回、主食・主菜・副菜をそろえた食事をしている区民の割合 (※中央区民の健康・食育に関する意識調査)	子ども:35.1% 成人:16.8%	-	-	-	-	増加
④歯と口の健康づくりの推進	歯科健康診査受診者のうち8020達成者の割合	71.7%	71.4%	70.1%	69.4%	-	75.0%
	産前歯科健康診査の受診率	35.8%	34.9%	38.7%	35.5%	-	増加
⑤こころの健康づくりの推進	自殺死亡率(暦年集計)	17.5(令和4(2022)年)	24.7	14.7	16.0	-	11.9

3 課題

健康づくりでは、健診受診率は横ばいで推移しており、受診率向上に向けた啓発・勧奨の取組を進めつつ、中央区健康アプリの登録・活用を促していく必要がある。また、高齢者の健康づくりでは、通いの場の運営の担い手・会場が不足しているほか、「粋トレ」や「フレイル」の認知度を上げる必要がある。 健全な食生活の実践や口腔機能の維持・向上に向けた取組は、成果がすぐに出にくいため、継続的な取組が必要だが、理解や普及啓発を促す機会や対象へのアプローチ方法の検討が必要となっている。 こころの健康づくりでは、近年、妊産婦・若年層の自殺が課題となっており、対象へのメンタルヘルス支援の重要性が高まっている。また、精神相談の内容が複雑化しており、多機関連携や職員のマンパワー不足への対応が求められる。



4 今後の方向性

景品の充実やポイント付与対象事業の拡充など、中央区健康アプリの登録・拡充の取組を進め、健診受診率の向上、健康づくりに対する普及啓発を促していく。また、高齢者の通いの場の担い手・会場の確保に取り組みつつ、通いの場等での「粋トレ」の展開やフレイル予防の学習・実践の機会を増やし、高齢者の健康づくり・フレイル予防の取組を進めていく。 食育・口腔と健康に対する普及啓発や情報発信を強化するため、区イベントや講習会だけでなく、デジタルツールの積極的な活用や新たなコンテンツの開発を検討する。 中央区自殺対策計画(第二次)に基づき、「女性への支援」の取組強化、母子保健事業と連携した切れ目ない支援を進めるとともに、相談先の周知、適切な支援につなぐゲートキーパーの周知・養成に引き続き取り組む。
--

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策1	地域包括ケアの仕組みづくり
すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあい連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。	
施策の方向性（3）	在宅療養支援の推進
目指す姿	●在宅療養が必要になったときから看取りまで必要な医療および介護が提供され、在宅療養者やその家族が身近な地域で適切なサービス等の支援を受けています。 ●認知症の早期発見・対応および相談体制が整い、また、認知症に関する地域の理解が深まり、認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりが進んでいます。

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価			在宅医療・介護連携において、在宅療養相談窓口となるおとしより相談センターが、医療機関や介護サービス事業者からの在宅療養に関する相談を受け付け、実績を着実に伸ばしている。また、在宅医療を受け持つ専門職の交流の場として、区全域及び日常生活圏域を対象とする在宅療養支援研修を開催し、交流の場を増やすことができた。また、ICTを活用した「メディカルケアステーション(MCS)」の利用による連携を推進している。 在宅療養生活を支えるサービスについては、各種福祉サービスや家族等介護者を支援する事業にあらゆる手法を用いて幅広く周知を行い、各種事業の該当者に対して適切に案内した結果、実績が増えつつある。介護者教室・交流会についても毎年開催しており、令和7年度からは外部講師を招いた教室を開催し、参加者数増に向けて工夫を行った。 認知症施策の推進のために、おとしより相談センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームが連携し、医療・介護のサービスに繋げる工夫を行っている。認知症サポーター養成講座も、区内在住・在勤者以外に、子供向け講座を児童館、小中学校等で実施し、受講者層を広げてきた。また、認知症に関する正しい知識を普及し早期診断・早期対応していくための普及啓発や情報提供とあわせ、もの忘れ予防検診を開始した。 医療的ケア児とその家族を支援するため、医療的ケア児等支援連絡部会の設置、医療的ケア児コーディネーターを中心とした実態把握や関係機関等との連携、公立保育所での医療的ケア児の受け入れ体制の拡充を進めてきた。また、新たにシンポジウムの開催等を通じて啓発を進めている。 東京都の難病医療費助成事業および区の難病患者福祉手当の案内や正しい知識の啓発、がん患者支援についても補整具購入費等助成を実施し、事業を拡充した。また、在宅療養の普及・啓発のため、人生会議(ACP)に関するシンポジウムや在宅療養に関する講演会を行った。
A	主な取組・事業に係る評価(評価内訳)		
	①在宅医療・介護連携の推進	A	
	②在宅療養生活を支えるサービスの充実	B	
	③認知症施策の推進	B	
	④医療的ケア児者の支援	B	
	⑤難病・がん患者の支援	A	
	⑥在宅療養の普及・啓発	A	

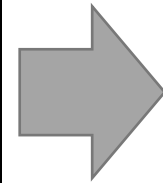
※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の関係者の交流の場 (開催回数・平成23(2011)年度からの延べ参加人数)	年6回 参加者数延べ1,179人	年6回 参加者数延べ1,357人	年7回 参加者数延べ1,598人	年7回 参加者数延べ1,875人	年7回	充実
②在宅療養生活を支えるサービスの充実	介護者教室・交流会	年6回	年6回	年6回	年6回	年6回	年6回
③認知症施策の推進	認知症サポーター養成講座受講者数	1,336人	1,171人	969人	781人	900人	1,500人
④医療的ケア児者の支援	医療的ケア児等の連絡会の開催回数	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	拡大
⑤難病・がん患者の支援	がん患者の補整具の購入費用助成の実施	実施(ウイング・胸部補整具 購入費助成)	実施(ウイング・胸部補整具 購入費助成)	実施(ウイング・胸部補整具 購入費助成)(83件)	実施(ウイング・胸部補整具購 入費等助成)(105件)	実施(アビアランスケア費用助 成)(135件)	実施
⑥在宅療養の普及・啓発	要介護時における暮らし方のうち、在宅を希望する人の割合	73.5%	67.9%	69.5%	68.9%	-	増加

3 課題

高齢者人口の増加に伴い、医療と介護を同時に必要とする高齢者の増加が見込まれる。 認知症の方が複合的な生活課題を抱えるケースが増えている。認知症に関する地域の理解を深めるためには、幅広い世代に認知症サポーター養成講座を受講してもらう必要がある。また、令和7年度から開始した、もの忘れ予防検診受診率が約1割であった。 区内の医療的ケア児が増加傾向にある。加えて、利用者の状態や医療的ケアの内容、家庭状況等の多様性が求められてきていることから支援体制の充実が必要となる。
--



4 今後の方向性

在宅療養については、これまでの各種サービスの一層の充実を図るとともに、地区医師会や医療機関とも連携し、在宅療養者病床の確保に継続して取り組む。 複合的な認知症に関する研修に参加し、包括的・集中的な支援を行う体制の強化を図る。また、認知症サポーター養成講座をおとしより相談センター職員だけでなく、講師資格を持つ区民によって講座を行えるよう拡大する。加えて、医師会と連携し、もの忘れ予防検診実施医療機関を増やす等環境整備を進め、受診率を上げていく。 医療的ケア児とその家族を支援するため、医療・保健・保育・教育・福祉との連携体制づくりをより一層進めていくことに加え、医療的ケア児対応に係る研修に医療的ケアの実技を追加するなど、緊急時対応に資する研修体系を構築し、職員全体の研鑽に繋げていく。

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策1	地域包括ケアの仕組みづくり
すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあい連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。	
施策の方向性（4）	生活支援サービスの充実
目指す姿	●すべての人が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、身近な地域で多様な生活支援サービスを利用しています。

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価			生活支援体制整備のため、地域支えあいづくり協議体(第1層、全域)及び支えあいのまちづくり協議体(第2層、3圏域)を設置し、第1層に1名、第2層各1名の合計4名の生活支援コーディネーターを配置した。第1層では意見交換の場を年2回開催、第二層協議体では各地域年4回ずつ開催し地域課題の協議を行った。また、課題解決に向けてサロンの開催及びマップや広報紙の発行、スマホの相談会などを行った。 地域福祉コーディネーター(CSW)を全域に1名、京橋地域2名、日本橋地域1名、月島地域1名の計5名配置したほか、京橋および月島のふくしの総合相談窓口に計6名配置した。あわせて、令和6年7月に区役所地下1階に「築地交流スペース ツキチカ！」を開設し、区内3地域に社会福祉協議会が運営する住民主体による地域活動拠点が整備された。また、「おとなりカフェ・ちょこっと相談会」を実施し、身近な地域で包括的な相談支援を行った。加えて、みんなの食堂に対して、活動費の助成(R6:4団体、R7:5団体)を行うとともに活動場所や費用助成についての情報提供や広報等の支援を行った。 多様な主体による生活支援サービスでは、ひとり暮らし高齢者等の日常生活上の困りごとをサポートした。また、ファミリー・サポート・センター、虹のサービスにおいては、情報提供や交流会を開催、提供会員、利用会員の拡大に向けた活動を続けている。虹のサービスでは情報提供のほか、マッチングに力を入れ、令和7年度は登録者のうち4割が活動につながった。 地域公益活動事業として区内の保育園・幼稚園と高齢者・障害者施設等が手作りのおたよりを通じて交流する「おたよりでつなぐ”まごころ”プロジェクト」を実施した。地域ケア会議においては、おとしより相談センターが主催となる資質向上型地域ケア会議を開催し、加えて、ケアマネジャーのスキルアップのためのケアマネジャー研修会を年12回開催した。
A	主な取組・事業に係る評価(評価内訳)		
	①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備【重・相】【重・参】	A	
	②地域福祉コーディネーター(CSW)による地域活動の支援【重・相】【重・参】	A	
	③多様な主体による生活支援サービスの充実	B	
	④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化	B	
	⑤地域ケア会議の活用	A	

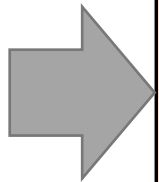
※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備	住民主体による地域活動の拠点数	2カ所(日本橋・月島地域)	2カ所(日本橋・月島地域)	3カ所(京橋・日本橋・月島地域)	3カ所(京橋・日本橋・月島地域)	3カ所(京橋・日本橋・月島地域)	3カ所(各地域に1カ所)
②地域福祉コーディネーター(CSW)による地域活動の支援	地域福祉コーディネーターが支援するa.地域活動団体数・b.支援件数	a.78団体 b.2,411件	a.83団体 b.2,739件	a.71団体 b.1,951件	a.71団体 b.1,939件	a.70団体 b.1,650件	拡大
③多様な主体による生活支援サービスの充実	a.虹のサービス協力会員数 b.ファミリーサポート提供会員数	a.虹のサービス:156人 b.ファミリーサポート:364人	a.159人 b.346人	a.163人 b.349人	a.153人 b.346人	-	拡大
④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化	中央区内の社会福祉法人が連携して実施する地域公益活動事業数	1事業	1事業	1事業	1事業	2事業	充実
⑤地域ケア会議の活用	資質向上型地域ケア会議の開催(再掲)	年6回	年6回	年6回	年7回	年7回	継続

3 課題

生活支援体制整備事業の拡充に向けて、京橋・日本橋・月島の各地域の地域課題の解決のためにサロン等の具体的な取り組みが始まっているが、区全域には広がっていない。また、「築地交流スペース ツキチカ！」の活動団体数が少ないため、みんなの食堂を含め地域活動が継続していくためには、地域や関係機関等とのつながりを作っていく必要がある。 生活支援サービスについては、高齢化等により、担い手は減少傾向にある。また、登録者の中には、活動が難しい担い手も多く、依頼に対して担い手が不足している状態が慢性的に続いている。 社会福祉法人連絡会を任意団体化したが、参加法人がそれぞれの強みを活かして自主的、自発的に活動していくには至っていない。また、地域ケア会議での検討を通じて、自立支援、介護予防、重度化防止の観点から多職種連携が必要である。



4 今後の方向性

生活支援体制の拡充に向けて、各地域で効果的であった具体的な取組を協議体間で情報共有・連携しながら、区全域に広げられるよう検討していく。また、地域活動拠点を活用した活動立ち上げや活動参加への伴走支援等地域のつながり作りを進めるとともに、元気高齢者をターゲットとして担い手やボランティアの発掘を行う。 生活支援の充実に向けた各種サービスの新規担い手の獲得のため、広報媒体を活用し地域への情報発信を強化するとともに、地域に出向いての開催や土日の開催等で会員登録の機会を拡大し、地域における相互援助活動の一層の促進に取り組む。 社会福祉法人連絡会においても、参加法人の強みや地域性を活かした継続的な社会公益活動の検討をし、具体的な取り組みに繋げていく。
--

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策1	地域包括ケアの仕組みづくり
すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあいが連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。	
施策の方向性（5）	多様な住まい方の支援
目指す姿	●要支援・要介護高齢者や障害者、ひとり親家庭など住宅の確保に配慮が必要な人が安心して暮らしています

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価			サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導を進めているが、土地・建物の確保が困難な本区の特性等の理由で具体的な計画には至らなかった。 区民住宅の管理の適正化に向けては、高齢者住宅の大規模改修を実施したほか、全ての高齢者住宅の緊急通報システムの設備更新を完了した。 ひとり暮らしの高齢者等を対象とした緊急通報システムの設置、在宅の重度身体障害者等の住宅設備改善に要する費用給付等、配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいの支援を行った。 住み替え支援としては、アドバイザー派遣を実施し、住み替え相談、あんしん居住制度利用助成・家賃債務保証制度利用助成事業を実施したが、いずれも制度の要件を満たせず、助成には至らなかった。また、高齢者の住み替えのしやすい環境づくりを推進するために制度の周知を行っているほか、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進し、令和7年度には新規の登録があった。 生活困難者の住まいの確保支援では、自立相談支援機関として、生活困窮者からの相談に応じ、課題整理、住居確保給付金の支給等、居住支援法人との連携強化による情報提供、助言等の支援を行った。また、居住支援事業として委託施設や自立支援センターを活用することにより、一定期間宿泊場所の供与と食事の提供等を行った。 認知症高齢者グループホームについては、既存施設では設備等の維持管理を進めたものの、再開発等の施設整備検討の機会が得られず整備に結びつかなかった。障害者グループホームについては、地域生活支援拠点の機能等を備えた知的障害者グループホーム等「リヴェール月島」を整備し、障害者の「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターの配置等を行い、緊急時対応をするための体制を充実した。
主な取組・事業に係る評価(評価内訳)			
B	①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進	C	
	②区民住宅の管理の適正化	B	
	③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援	A	
	④住み替え支援	D	
	⑤生活困窮者の住まいの確保支援	A	
	⑥グループホーム等の整備	C	

※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進	サービス付き高齢者向け住宅等の供給支援戸数	109戸	109戸	109戸	109戸	139戸	139戸
②区民住宅の管理の適正化	区民住宅居住者の滞納率	6.3%	5.3%	5.5%	5.4%	-	5.0%
③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援	緊急通報システム機器設置台数	328台	386台	409台	443台	-	拡大
④住み替え支援	高齢者住み替え相談実施件数	17件	35件	28件	28件	-	継続
⑤生活困窮者の住まいの確保支援	a.住宅確保給付金(住居確保給付金)の支給人数 b.一時生活支援事業(居住支援事業)の利用人数	a.39人 b.28人	a.31人 b.27人	a.22人 b.47人	a.16人 b.38人	-	拡大
⑥グループホーム等の整備	認知症高齢者グループホーム整備数(入所定員数)	5カ所(81人)	5カ所(81人)	5カ所(81人)	5カ所(81人)	5カ所(81人)	5カ所(81人)以上

3 課題

サービス付き高齢者向け住宅については、土地・建物の確保が困難な本区の特性等の理由から具体的な計画までには至らないが続いている。また、グループホーム等においては、障害者の重度化への対応や医療的ケアが必要な方を受入れられるような地域生活支援拠点の機能の充実が求められる。 住み替えについては、相談者の希望家賃と家賃相場に乖離がある等の理由で公共住宅の案内にとどまるケースが多く、住み替え支援制度の利用者がいない。あんしん居住制度利用助成等も助成につながりにく状況が続いている。住まいに困窮している方は経済的な困窮のみならず複合的な課題を抱えていることがあるため、賃貸住宅への入居にあたり支援が必要である。加えて、生活困窮者自立支援法の改正により、自立相談支援機関における住まいに係る相談機能の充実が求められている。
--

→ 高齢者、障害者等の住まいについては、引き続き再開発の機会を捉え、中長期的な視点で基盤整備を進める。また、重度障害者や医療的ケアが必要な方を受入れ等のため質の高いサービスを提供できるよう運営事業者を支援していく。 住み替え事業については平成24年度以降、事業利用に結びついていないことから、関係各課と協議しながら本事業のあり方を見直していく。あんしん居住制度利用助成・家賃債務保証制度利用助成・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録については引き続き周知を進め、新たに、「住宅セーフティネット法」改正に伴い居住サポート住宅の供給促進を行っていく。生活困窮者への住まいの支援については居住支援法人等との連携を強化し、住まいの課題に対応できる体制づくりを行う。

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策2	気づきあい支えあいつながる地域づくり
区民一人一人が互いに認めあい、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支えあう地域づくりが行われるよう、4つの視点から施策を推進していきます。	
施策の方向性（1）	地域コミュニティの活性化
目指す姿	●身近な場所で区民が気軽に集まり定期的に活動できる交流やふれあいの場が充実し、自発的な活動が活発に行われ、人と人のつながりが深まり、良好なコミュニティが醸成されています。

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価		
主な取組・事業に係る評価(評価内訳)		
B	①さまざまな主体による活動の推進【重・地】	B
	②多世代交流の促進【重・地】	B
	③地域活動拠点の整備【重・地】	A
	④地域における防災・防犯活動の支援	B
	⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化	B

地域におけるつながりづくりを進めるため、「町会・自治会ネットTwitter」の運用による情報発信の強化、マンション交流掲示板機能を有するシステム「すまいるコミュニティ」等によるマンション管理組合への支援、町会・自治会等が主体となって行う地域のイベントや盆おどり大会への助成により、地域コミュニティの活性化を図った。「すまいるコミュニティ」は令和6・7年度とも新規加入が1組合ずつと加入件数は低調であった。

大江戸まつり盆おどり大会や雪まつり、コミュニティふれあい銭湯、町会・自治会等と商店街などの各種団体等との連携によるイベントや、新設の補助制度である「女性活躍推進事業」「こども応援事業」による商店街イベントの支援、地域スポーツクラブの設立・運営支援を実施し、さまざまな主体や多世代の人と人とがつながる機会を提供したほか、まちのにぎわい創出に寄与した。ただし、コミュニティふれあい銭湯は、入船場の廃業や利用料金の値上げにより入場者数が減少した。また、補助制度を利用した商店街イベントが盛況である一方、活動の継続に困難が生じている商店街もある。

令和6年7月に区役所地下1階に「築地交流スペース ツキチカ！」を開設し、区内3地域に社会福祉協議会が運営する地域活動拠点が整備された。あわせて、町会・自治会の自主管理型施設であるコミュニティルームの活用、場づくり入門講座の開催、高齢者の通いの場の立ち上げや運営支援を行うことで新たな担い手と活動が生まれ、区民による自発的な活動が活性化された。

また、防災拠点訓練において多世代参加型訓練や、小・中学校と連携した訓練を行い、コミュニティの醸成や地域防災の担い手育成を図るとともに、災害時地域たすけあい名簿の活用促進に向けて、民生・児童委員や町会・自治会等を対象としたワークショップの開催等により普及啓発を行った。さらに、地域や区民の防犯意識向上のため、防犯設備整備費助成及び共同住宅等生活安全(防犯)アドバイザー派遣等を実施した。防災拠点の認知度については令和4年度から横這いで推移している。

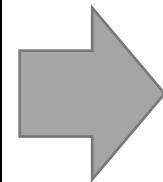
※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①さまざまな主体による活動の推進	地域手づくりイベント・盆おどりに対する助成件数	イベント助成:97件 盆おどり助成:37件	イベント助成:168件 盆おどり助成:53件	イベント助成:191件 盆おどり助成:83件	イベント助成:211件 盆おどり助成:85件	イベント助成:220件 盆おどり助成:66件 ※本祭り実施のため件数減	増加
②多世代交流の促進	コミュニティふれあい銭湯入場者数	48,124人	49,232人	49,831人	37,244人	-人	増加
	おとなりカフェ・ちょこっと相談会の相談件数	実施回数:136回 相談件数:140件	実施回数:140回 相談件数:141件	実施回数:152回 相談件数:225件	実施回数:134回 相談件数:267件	実施回数:108回 相談件数:230件	拡大
③地域活動拠点の整備	住民主体による地域活動の拠点数(再掲)	2カ所(日本橋・月島地域)	2カ所(日本橋・月島地域)	3カ所(京橋・日本橋・月島地域)	3カ所(京橋・日本橋・月島地域)	3カ所(京橋・日本橋・月島地域)	3カ所(各地域に1カ所)
④地域における防災・防犯活動の支援	防災拠点訓練の参加者数	1,887人	3,434人	3,503人	3,830人	-	拡大
	防災拠点の認知度(※世論調査)	61.8%	65.3%	55.9%	60.5%		70.0%
⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化	商店街イベント事業数	40事業	40事業	41事業	44事業	47事業	増加

3 課題

町会・自治会間でのSNS等の活用に差が生じたり、マンション管理組合等を対象とした「すまいるコミュニティ」の加入件数が低調であるなど、デジタル活用に課題が生じている。 地域活動については、特に商店街の活動や防災活動等も含めて、参加者の高齢化・固定化や担い手不足が課題となっている。また、活動場所が不足していると感じる団体もある一方で、社会福祉協議会の地域活動拠点は、新たに活動を行える余地もあるため、活動と資源を結びつけることが必要である。 各種イベントの実施においては、人口増加による来場者増加に対応した安全・安心のイベント運営が求められている。



4 今後の方向性

町会・自治会のデジタル活用については、SNS活用講座の実施や好事例の共有を通じて団体間の平準化に引き続き取り組んでいく。 地域活動については、商店街に対する担い手育成支援事業等の周知強化や、学校と連携し多世代が参加できる防災拠点訓練の実施等により新たな担い手の確保・育成を図る。あわせて、防災ポータルサイト活用の促進や、町会・自治会単位での個別訓練等の実施など、防犯・防災対策への支援を行っていく。 また、地域活動の場となる地域活動拠点の周知強化や利便性の向上、施設改修等の機会を捉えた地域資源の開拓を通じて、活動の場の充実を図っていくことで、さらなる交流やふれあいの機会を創出し、区民に身近なコミュニティ活動の活性化を図る。

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策2	気づきあい支えあいつながる地域づくり
区民一人一人が互いに認めあい、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支えあう地域づくりが行われるよう、4つの視点から施策を推進していきます。	
施策の方向性（2）	地域の担い手や活動団体の育成・支援
目指す姿	●地域で発見した生活課題が共有され、情報・人・場所など地域の社会資源が充実し、さまざまな主体によるネットワークがつくられています。

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価		
主な取組・事業に係る評価(評価内訳)		
B	①地域の担い手の養成	C
	②さまざまな主体との協働の推進	A
	③ボランティア活動の支援	B
	④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援	B
	⑤地域福祉コーディネーター(CSW)・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援(再掲)【重・相】【重・参】	A

地域活動やボランティア活動につなげる「担い手養成塾」、「場づくり入門講座」等を開催し、場づくり入門講座では、幅広く参加者を募集するため、夜間や平日昼間など様々な時間帯で開催したほか、高齢者が健康づくりに取り組むためのボランティアである「元気応援サポーター」等の育成、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の見守りを行う「地域見守り活動団体」の募集・交流会の実施により、地域の活動・見守りの担い手の発掘・養成を着実に推進してきた。なお、体操ボランティアである「さわやか体操リーダー」及び「元気応援サポーター」の対象年齢を令和2年度から引き下げたが、育成講座受講者の減少が続いたため、さわやか体操リーダーの育成については令和6年度をもって終了した。また、小学生以上を対象とした夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」や福祉体験講座の実施により、ボランティア活動や地域福祉について考える機会を幅広く提供し、ボランティアの入口となる体験の参加者数は増加している一方、登録ボランティア個人・団体数は減少傾向となっている。

NPOやボランティア団体、公益活動を実践する企業等の社会貢献活動団体間との連携・協働については、「協働ステーション中央」において推進しているほか、区内拠点の企業と中央区社会福祉協議会とで構成する社会貢献企業連絡会「中央ぶらねっと」において、まちあるきとごみ拾いを掛け合わせた「中央区クリーンシティ・ワーク」を実施した。新たな企業の参加もあったが、退会企業もあり、令和6年度・7年度ともに3社の参加となった。また、社会貢献活動団体と区が力を合わせて公共的な課題解決へ取り組む「協働事業」は、協働推進会議において審査を行い、令和5年度採択の1事業については継続実施、令和7年度において1事業採択に至り、協働による地域課題の解決が進んでいる。ふるさと納税制度を活用した団体応援寄附については、令和7年度に認定団体32団体に対して支援金交付を行った。なお、「ふるさと中央区応援寄附」を通じた地域貢献活動団体への寄附は、寄附総額の約77%がふるさと納税ポータルサイトを通じたもので、寄附者の利便性の向上が図られている。

令和6年7月に区役所地下1階に「築地交流スペース ツキチカ！」を開設し、区内3地域に社会福祉協議会が運営する住民主体による地域活動拠点が整備されたことで、拠点を利用した地域福祉コーディネーターによるアウトリーチが推進された。

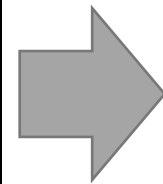
※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①地域の担い手の養成	a.場づくり入門講座受講者数(累計) b.担い手養成塾修了者数(累計)	a.107人 b.134人	a.133人 b.146人	a.160人 b.162人	a.175人 b.171人	a.190人 b.194人	a.152人 b.194人
②さまざまな主体との協働の推進	協働ステーション中央の登録団体数	224団体	234団体	245団体	252団体	増加	増加
③ボランティア活動の支援	地域見守り活動団体数	27団体	24団体	22団体	21団体	21団体	30団体
④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援	協働ステーション中央の登録団体数	224団体	234団体	245団体	252団体	増加	増加
⑤地域福祉コーディネーター(CSW)・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援(再掲)	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの支援件数(再掲)	個別支援:延べ1,225件 地域支援:延べ2,411件	個別支援:延べ1,955件 地域支援:延べ2,739件	個別支援:延べ2,112件 地域支援:延べ1,951件	個別支援:延べ1,293件 地域支援:延べ1,939件	個別支援:延べ2,200件 地域支援:延べ1,650件	拡大

3 課題

担い手養成のための各講座の修了生が、実際に活動や活動協力できるまでのフォローアップが依然として必要となっている。さわやか体操リーダー・元気応援サポーター・地域見守り活動団体においても、受講者・登録団体が減少しており、令和6年度にはさわやか体操リーダーの育成講座を終了するなど、元気応援サポーターとの統合含め担い手確保が課題となっている。また、ボランティア活動では、高齢化により登録者が減少しており、区民等が地域活動に参加できる環境やコーディネート体制の整備が求められる。 地域貢献活動団体との協働においては協働ステーション中央の認知度が低く、社会貢献企業連絡会では参加社数は横這いである。また、団体応援寄付において特定の活動団体への寄附の偏りがある。
--



4 今後の方向性

講座修了生同士の相互交流の場や協働ステーションによる相談事業によるフォローアップを行い、地域活動の広がりを促進する。元気応援サポーターや地域見守り活動団体については、講座内容の充実や見守り活動のPRを進めつつ、担い手の確保や新たな孤立防止の手法の検討を行う。また、ボランティア活動希望者が活動につながるよう、登録ボランティア団体とのつながりづくりを進め、地域活動の活性化を図っていく。 また、協働ステーション中央と連携を強化し、区民等の地域活動への参加、登録団体の掘り起こし・育成を進めるとともに、社会福祉協議会でも企業の地域貢献の意向を尊重した取り組みの具体化により、社会貢献活動団体との協働を促進していく。また、知名度の低い活動団体については、効果的なPRにより寄附の偏りを是正する。

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策2	気 づ き あ い 支 え あ い つ な が る 地 域 づ く り
区民一人一人が互いに認めあい、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支えあう地域づくりが行われるよう、4つの視点から施策を推進していきます。	
施策の方向性（3）	重 層 的 見 守 り ネットワークの 充 実
目指す姿	●さまざまな主体による見守り活動が展開され、課題を抱える人や家庭を早期に発見し、適切な支援につなげています。

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価			身近な地域の見守りや相談を担う民生・児童委員の活動支援では、新たに協議会にて欠席者向けのアーカイブ配信やパネル展開催による広報を行ったほか、相談支援機関との連絡会の開催、研修会や施設見学会での知識・技術向上に取り組んでいる。また、地域の青少年健全育成を行う青少年対策地区委員会への活動支援では、補助金やバス借り上げ費の助成等の支援を行うとともに、地域家庭教育推進協議会と地域団体が共催で実施する家庭教育学習会においては、申込方法に電子申請を導入したことで申込件数の増加につながった。 一人暮らしの高齢者等の見守りの取組として、町会・自治会・マンション管理組合等を単位として希望する高齢者へ見守りを行う「地域見守り活動団体」に対する活動費支援や団体同士の交流会の開催、また、近隣住民が支えあい助け合う小地域福祉活動「ふれあい福祉委員会」の立ち上げ相談や助成を行った。さらに、民間事業者が通常業務を行う中で高齢者の見守り活動を行う協定は、令和7年度までに34事業者まで拡大し、引き続き、様々な主体による見守り体制の強化を図った。 あわせて、地域で不安や悩み等を抱える人に気づき、必要な支援につなぐ「ささえあいサポーター」の養成では、区内3地域に加え出前講座を実施し、「認知症サポーター」の養成では、子ども向け講座やステップアップ講座等の開催、認知症カフェの周知方法の工夫など、各種サポーターを活用したささえあいの仕組みの強化に取り組むとともに、生活支援コーディネーターのもと「地域支えあいづくり協議体」(区全域)、「支えあいのまちづくり協議体」(各地域)にて、地域の高齢者の課題解決に向けて、マップ作りなど様々な取組を展開している。
A	主な取組・事業 に係る評価(評価内訳)		
	①民生・児童委員の活動支援	B	
	②青少年の健全育成支援、家庭教育支援	B	
	③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進	B	
	④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大	A	
	⑤民間事業者等による見守り体制の推進	A	
	⑥地域の支援者のネットワーク化	A	

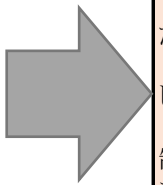
※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①民生・児童委員の活動支援	民生・児童委員欠員地区数	23カ所(補充を要しない6地区を含む)	22カ所	20カ所	27カ所(補充を要しない2地区を含む)	-	0カ所
②青少年の健全育成支援、家庭教育支援	「家庭教育学習会」の父親の参加者数	227人	304人	311人	282人	拡大	拡大
③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進	a.地域見守り活動団体数(再掲) b.ふれあい福祉委員会数	a.27団体 b.13団体	a.24団体 b.15団体	a.22団体 b.16団体	a.21団体 b.16団体	a.21団体 b.16団体	a.30団体 b.拡大
④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大	ささえあいサポーター養成講座参加者数	50人	28人	18人	48人	60人	拡大
⑤民間事業者等による見守り体制の推進	「高齢者の見守り活動に関する協定」締結事業者数	26事業者	30事業者	30事業者	34事業者	34事業者	39事業者
⑥地域の支援者のネットワーク化	a.全区的な「地域支えあいづくり協議体」開催回数 b.地域別の「支えあいのまちづくり協議体」設置・開催回数	a.2回 b.12回(各地域4回)	a.2回 b.12回(各地域4回)	a.2回 b.12回(各地域4回)	a.2回 b.12回(各地域4回)	a.2回 b.12回(各地域4回)	a.継続 b.各地域に設置し、年3回開催

3 課題

民生・児童委員においては、依然として欠員解消が課題であり、新規住民が増加した晴海地域では、地域に精通した人材の確保が困難となっている。加えて、就労しながら活動する委員が増えたことにより、負担軽減の取組が必要となっている。
家庭教育学習会では、父親の参加者数は増加傾向にあるものの母親と比較すると少ない。父親や地域関係の希薄等で子育てに不安を抱える家庭に対し、学習会への参加を促していく必要がある。
見守り・ささえあいについて、ふれあい福祉委員会では、新たな委員会は設立されているが、担い手の高齢化により活動終了する団体も同数程度あり、活動の拡大には至っていないほか、ささえあいサポーター養成講座は3地域での開催だけでは受講定員に限りがあるため、拡大に向けた受講方法の検討が求められている。



4 今後の方向性

民生・児童委員の欠員解消に向け、大規模マンション等の自治会への活動理解を促すとともに、活動の負担軽減のため、電子申請等の操作研修等を実施しデジタルツールの利用率の向上を図る。
また、家庭教育学習会については、講座の内容や受講者ニーズ等にあわせてオンライン開催を拡大しながら、「おやじの出番！」等の父親が子育てに関わる機会を提供していく。
さらに、ふれあい福祉委員会をはじめ様々な見守りの主体の周知を図り、活動の継続を推進し、引き続き、見守り体制の強化を図っていく。あわせて、ささえあいサポーターの養成については、町会・自治会等、地域に出張講座の周知を行いサポーターの拡充を図っていく。

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策2	気づきあい支えあいつながる地域づくり
区民一人一人が互いに認めあい、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支えあう地域づくりが行われるよう、4つの視点から施策を推進していきます。	
施策の方向性（4）	心のバリアフリーの推進
目指す姿	●あらゆる人が地域社会の中で互いに相手の立場や状況を理解し、お互いの違いや個性を認めあう地域社会が構築されています。

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価			子どもの頃からの障害者への理解を深めるため、区立小中学校への「中央区障害者サポートマニュアル」の配布をはじめ、手話の普及啓発を目的とした交流会の実施、東京2025デフリンピック開催を契機とした手話パンフレットを配布したほか、福祉センターでの中学生向けの職場体験会や区立保育園児童と利用者による美化活動を通じた、福祉の仕事の理解、交流に取り組んだ。あわせて、障害者の理解や差別解消に向けた啓発として、基幹相談支援センター等での講演会・講座の開催、職員向け福祉体験研修や障害者差別解消法対応研修を実施するとともに、発達障害に関するリーフレット等の配布や講習会を開催するなど、様々な場面で障害理解の促進を図っている。ただし、障害者（児）実態調査の「障害があることで差別を感じたことがある人の割合（身体・難病）」「障害や障害者、難病・難病患者が区民に理解されていると感じている人の割合」の結果には、結びついていない。 毎年開催している「健康福祉まつり」は、地域共生社会を目指した地域のイベントとして定着し、障害のある方もない方も含め、地域の方々が相互の理解と親睦を深める交流の場となっており、障害者スポーツ体験会等では、障害のある方同士の交流が図られている。 多文化共生の意識醸成に向けては、中央区文化・国際交流振興協会が実施する「国際交流のつどい」、「国際交流サロン」等において日本と外国の文化交流を図っているほか、区内小中学校の外国語指導助手を活用した英語・外国語に触れる教育活動を実施するとともに、コロナ禍により休止していたオーストラリア サザランド市でのホームステイ体験学習を令和6年度から再開した。 区内小中学校では、人権教育の計画に基づく様々な教育活動の中で、多様性理解や男女平等についての学習が進められており、男女共同参画については「中央区男女平等センター」の広報誌発行や講座の実施により、区民に対し理解の促進を図った。講座の実施に関しては、テーマによって参加人数に開きが生じている。
主な取組・事業に係る評価(評価内訳)			
B	①福祉教育の推進	B	
	②障害者等の参加・交流機会の充実	A	
	③多様性を認め合うまちづくりの推進	B	
	④多文化共生の意識醸成	A	
	⑤男女共同参画の推進	B	

※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①福祉教育の推進	障害があることで差別を感じたことがある人の割合(※中央区障害者(児)実態調査)	身体・難病:17.5% 知的:59.9% 精神:36.5%	-	-	身体・難病:22.5% 知的:50.2% 精神:35.8%	-	減少
②障害者等の参加・交流機会の充実	a.障害者スポーツ体験会開催数 b.障害者スポーツ体験会参加者数	a.2回 b.65人	a.2回 b.54人	a.2回 b.26人	a.2回 b.65人	a.2回 b.80人	a.継続 b.拡大
③多様性を認め合うまちづくりの推進	障害や障害者、難病・難病患者が区民に理解されていると感じている人の割合(※中央区障害者(児)実態調査)	身体・難病:33.8% 知的:37.6% 精神:25.2%	-	-	身体・難病:32.9% 知的:35.2% 精神:24.3%	-	増加
④多文化共生の意識醸成	国際交流のつどい参加者数	410人	425人	516人	445人	-	拡大
⑤男女共同参画の推進	男女の地位の平等感(社会全体での“平等になっている”と感じている割合)(※中央区男女共同参画に関するアンケート調査)	14.2% (令和3(2021)年度)	-	-	- (令和8年度実施)	-	増加

3 課題

子どもの頃からの障害や障害者についての理解を深めるうえで、障害のある方との直接交流や学習等は重要である。また、障害理解のための啓発講座や職員向け研修では、より幅広い対象への普及啓発を進める仕組みの検討が必要である。あわせて、障害者スポーツ体験会等では、参加者の固定化や定員割れがみられる。
国際交流については、交流イベントにおけるボランティアの高齢化への対応やホームステイ体験講座の希望者が定員を超えていることが課題となった。また、男女共同参画の推進のための講座については、定員を超える好評の講座もある一方で、参加人数が少ない講座もあった。

子どもの頃からの意識醸成に向け、今後も福祉センターでの職場体験や交流活動の機会を積極的に提供するとともに、啓発講座等でのタイムリーなテーマ設定の検討やオンラインによる実施など、障害者の理解促進に向けた取組を進める。加えて、障害者スポーツ体験会等の周知方法の工夫を図る。
国際交流では、交流イベントが継続できるようボランティアの確保・育成を進め、ホームステイ体験講座の受入枠拡大の検討をする。また、男女共同参画講座では、幅広い区民の参加につながるよう、時代や受講者ニーズに合わせた企画やオンライン講座、周知における積極的なSNSの活用を進める。

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性（1）	地域保健医療体制の整備
目指す姿	●区民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、身近な地域で疾病の急性期、回復期、慢性期に応じた医療環境が整っています。 ●災害発生直後の医療救護体制や災害の長期化に備えた保健医療体制が整っています。

1 評価・事業の実施状況と成果（令和6年度～7年度）

最終評価		
主な取組・事業に係る評価(評価内訳)		
A	①かかりつけ医等の普及	A
	②緊急医療体制の確保	A
	③災害時の応急救護体制の整備	A
	④福祉避難所の体制整備	B
	⑤災害時要配慮者への支援	B

区民の健康に関する身近な相談先であるかかりつけ医、かかりつけ歯科医について、晴海地域の新施設等内容を更新したマップの配布・広報を通じた普及啓発を行い、かかりつけ医等の紹介を行う医療電話相談では利用者数が年々増加した。休日・夜間の緊急時については、区内7ヵ所の休日応急診療所・歯科診療所・薬局にて急病患者に対応したほか、聖路加国際病院との連携による平日準夜間小児初期救急診療事業(受診者数 R6:1,422人、R7:906人)を実施し、緊急診療体制を確保している。

災害発生時の医療救護活動を迅速に行い、参集方法や応急救護体制等の強化に向けた検討を行う「中央区応急救護連携会議」を定期開催し、関係機関の連携強化を図るとともに、聖路加国際病院や医師会、歯科医師会、薬剤師会等との多職種による応急救護訓練の実施や、聖路加国際大学との協定に基づき緊急医療救護所の設置・運営訓練を実施した。

災害時の要配慮者への支援として、聖路加国際大学との協定に基づき福祉避難所整備や運営等について生活相談員との意見交換を行いながら開設・運営訓練を実施したほか、障害・高齢・子どもの関係各課が連携し、障害者(児)向けの福祉避難所マニュアルの改訂を実施した。加えて、災害時要配慮者の安否確認においては、介護保険サービス事業者連絡協議会の加盟事業所による要介護高齢者の安否確認訓練の実施(参加事業所数:R6:57事業所、R7:65事業所)や、災害時地域たすけあい名簿の外部提供同意者を対象に個別避難計画の作成を案内することで同計画の作成につながった。あわせて、災害時地域たすけあい名簿の活用促進のため、防災拠点運営訓練において安否確認訓練を実施した。

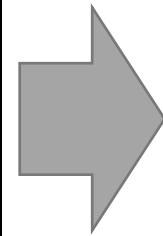
※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 （基準）	R5	R6	R7	R8 （予定）	R8 （目標）
①かかりつけ医等の普及	かかりつけ医等がいる割合（※中央区高齢者の生活実態調査および介護サービス利用状況等調査）	医師：71.3％ 歯科医師：73.7％ 薬局：52.6％ 薬剤師：20.8％	-	-	医師：71.0％ 歯科医師：73.9％ 薬局：53.8％ 薬剤師：20.4％	-	増加
②緊急医療体制の確保	休日応急診療所等開設数	継続（7カ所）	継続	継続	継続	継続	継続
③災害時の応急救護体制の整備	多職種連携訓練の実施	継続（年1回）	継続	継続	継続	継続	継続
④福祉避難所の体制整備	福祉避難所運営に関する生活相談員との連絡会	-	1回	1回	1回	1回	年1回以上
⑤災害時要配慮者への支援	協定に基づく安否確認訓練の実施	継続（年1回）	継続（年1回）	継続（年1回）	継続（年1回）	継続（年1回）	継続

3 課題

医療内容の多様化・複雑化や不調の早期把握をする意識醸成により、かかりつけ医等を持つことの重要性が高まっている。また、休日応急診療所等が設置される区施設の老朽化が進んでいる。 災害時の応急救護体制においては、体制を強化するため医療救護活動従事スタッフの登録数を増やす必要がある。福祉避難所の開設・運営では、職員による避難所の機能や役割の学習、実践的な訓練を通じた発災に備えた体制づくりが求められるほか、福祉センターでは区内唯一の障害者向け福祉避難所となることから、障害特性を踏まえた環境整備も求められる。また、災害時要配慮者への支援では、協定に基づき安否確認訓練を実施しているが、介護サービス事業所の参加が一定程度に留まり、災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするためにはより多くの介護サービス事業者の参加が求められる。



4 今後の方向性

医療相談窓口やマップ等を活用し、かかりつけ医等の積極的な普及・啓発に努めるほか、緊急診療体制の安定した提供がなされるよう、中央区公共施設個別施設計画に基づき、休日応急診療所等設置施設の大規模改修を実施していく。 災害時の応急救護体制強化を図るため、引き続き医療救護活動従事スタッフを登録するとともに登録したスタッフに対しては応急救護訓練への参加を促す。また、応急救護連携会議における検討、聖路加国際病院や医師会等との各種訓練を継続実施し、災害時に円滑な医療救護活動が行えるよう備える。また、引き続き各福祉避難所での開設・運営訓練を実施し、職員や関係団体等の連携強化に取り組むとともに、改訂マニュアルの周知・マニュアルに即した訓練の展開を図る。要配慮者支援においては様々な機会をとらえて安否確認訓練の必要性を介護サービス事業者に周知し参加を促していく。あわせて、災害時たすけあい名簿の外部提供不同意者に対し、個別避難計画の作成勧奨を推進していく。

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性（2）	健康危機管理対策の推進
目指す姿	●正しい知識の普及により、区民一人一人が感染症の流行状況に応じた予防や対応をしています。 ●区民や多くの来街者が理容所等の環境衛生関係施設や飲食店等の食品衛生関係施設、診療所等の医療関係施設等を安全・安心かつ快適に利用しています。

1 評価・事業の実施状況と成果（令和6年度～7年度）

最終評価		
A	主な取組・事業に係る評価(評価内訳)	
	①感染症対策の推進	B
	②衛生的な環境の確保	A
	③食生活の安全確保	A
	④医事・薬事の安全確保	A

感染症危機管理体制を強化するため、従来の訓練に加え、新規訓練実施や胃腸炎対策講習会を継続して行い、感染症対策の推進に努めた。乳幼児向けの予防接種については、かんたん予防接種スケジュールによる接種時期の情報提供やMR、BCGの未接種者への勧奨はがきを送付し、乳幼児の保護者の負担軽減と接種忘れの防止を図った。

環境衛生については、感染症(レジオネラ症)発生の危険性のある公衆浴場および温水プールは、優先的に監視指導を実施した。旅館は従業者の常駐が義務化されていることから、監視指導時に従業者の常駐の実施状況および施設の衛生管理状況の確認を重点的に実施した。その他の環境衛生関係施設についても、適時監視指導を行い、環境衛生水準の維持確保、法令順守の徹底に努めた。また、公共の場所におけるねずみの防除については、令和6年度より捕そ器の設置に加え、新たに区内7カ所に36箱の毒餌ボックスを設置した。ねずみ相談件数は令和5年度から大幅に減少しており、公共の場所におけるねずみの防除や区民への普及啓発、地域での取組に対する支援を総合的に実施している効果が表れた。

食品衛生向上に向けて、違反・有害食品の排除と公表、自主回収報告の指導、食中毒・有症苦情等に関する調査および指導など食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を実施した。また、HACCPによる衛生管理が義務付けられた区内事業者に対し導入支援を行った。

医療安全講習会を集合形式からYouTubeによる動画配信に切り替えて5年経過したが、安定した視聴数が確保されている。医療相談窓口の利用者数は年々増加し、苦情相談内容も複雑化しているなか、区民等からの医療に関する苦情等に幅広く対応している。

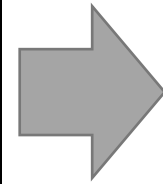
※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 （基準）	R5	R6	R7	R8 （予定）	R8 （目標）
①感染症対策の推進	小児定期予防接種率 a.小児肺炎球菌・b.BCG・c.MR（麻しん風しん混合）・d.日本脳炎	a.小児肺炎球菌:93.9% b.BCG:98.4% c.MR:94.3% d.日本脳炎:82.1%	a.小児肺炎球菌:94.9% b.BCG:95.7% c.MR:93.0% d.日本脳炎:97.1%	a.小児肺炎球菌:96.4% b.BCG:98.9% c.MR:93.0% d.日本脳炎:94.4%	a.小児肺炎球菌:95.0% b.BCG:97.1% c.MR:99.3% d.日本脳炎:90.8%	-	増加
②衛生的な環境の確保	環境衛生施設に対する監視指導	継続	424件	360件	411件	232件	継続
③食生活の安全確保	食品衛生監視指導計画に基づく監視	継続	・食品衛生講習会 実施件数 77件、受講者数 2,466名 ・収去検査実施件数 411件 ・食品衛生監視件数 4,198件	・食品衛生講習会 実施件数 74件、受講者数 2,307名 ・収去検査実施件数 390件 ・食品衛生監視件数 5,337件	・食品衛生講習会 実施件数 68件、受講者数 2,153名 ・収去検査実施件数 375件 ・食品衛生監視件数 4,901件	・食品衛生講習会 実施件数 70件、受講者数 2,200名 ・収去検査実施件数 700件 ・食品衛生監視件数 10,000件	継続
④医事・薬事の安全確保	医療関係施設に対する監視	継続	320件	284件	250件	-	継続

3 課題

新たな感染症の発生時に備えて、平時から東京都や感染症指定医療機関、関係機関との連携体制の構築や、区職員に対する訓練等を継続的に行う必要があり、あわせて、感染・重症化防止等の取り組みを行うことが求められる。 違法民泊が疑われる事案では、現地立入りによる利用者（宿泊者）への聞き取り調査を要し、特に分譲マンションでは、管理組合（管理会社）と協力・連携して実態把握を進めていく必要がある。また、地域ねずみ防除促進事業については、各団体が取組を継続したい意向がある一方で、各団体の財政的負担がネックとなっている。 食品の製造・加工・流通における衛生管理を体系的に行うためのHACCPに沿った衛生管理を支援していく必要がある。 医療について、自由診療による美容医療やオンライン診療を提供する施設の増加が顕著であり、それに伴い管理医師不在等の法令違反や対応困難な苦情等が増加した結果、当該事案の処理に多くの時間を要することになった。



4 今後の方向性

「東京都感染症対策連携協議会」や、医療機関が開催するカンファレンス等に引き続き区も参画し、平時からの連携体制を確保するとともに、区の職員に対する訓練等を実施し、さらなる体制強化を図る。また、多様な媒体を活用し、周知を図ることで予防接種勧奨を行い、さらなる接種率の向上に取り組む。 違法民泊の実態把握については、マンション管理組合と協力・連携を一層図るとともに、所管警察署とも引き続き連携して立入り調査を継続する。また、地域ねずみ防除促進事業は、継続した実施がしやすくなるよう補助制度の見直しを検討する。 対象の約6割を占める小規模な飲食店へのHACCP導入支援を継続的に行うとともに、他の業種（製造業や販売業等）への導入支援を進め、区事業者全体の導入率を上げていく。 医療について、現状の監視業務体制の維持向上のため、一部業務の外部委託による監視機会の確保や監視対象の優先順位付けを徹底し、効率的かつ効果的な監視を実施していく。

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性（3）	福祉サービスの質の向上・人材確保
目指す姿	●区民が必要なときに質の高い支援や福祉サービスを選択し、利用しています。

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価		
A	主な取組・事業に係る評価(評価内訳)	
	①社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化	A
	②指定管理者評価、第三者評価等によるサービスの質の向上	B
	③福祉サービス苦情相談窓口の設置	A
	④福祉専門職等人材の確保	B

良質な福祉サービスを提供するため、4つの社会福祉法人、全認可・認証保育園、障害福祉サービス・介護サービス事業所に対し、実地指導検査を実施している。介護保険サービス事業所への実地指導は、事前提出書類による必要項目の確認を行うことで所要時間の短縮を図り、指導回数の増加につなげた。

福祉サービス第三者評価の受審勧奨を目的とした費用助成では、令和6年度から7年度にかけて、保育所の助成実績は増加しているが、障害者支援施設、高齢者福祉施設、介護サービス事業所は横ばいで推移している。区施設の指定管理者評価は、毎年13法人・18施設で実施しており、評価結果を指定管理者にフィードバックすることで区民サービスの向上を図っている。さらに、福祉サービス苦情相談窓口の開設や福祉サービス苦情対応委員会の開催により、区が提供する福祉サービス利用者からの苦情等に対して、公正かつ中立な立場で適切な解決に努めた。

保育士人材の確保においては、概ね全ての園が宿舍借上支援事業を利用している。また、研修や職場見学・職場体験等を通して就職を支援する介護人材確保支援事業では、令和6年度に参加者19人中13人、令和7年度に参加者18人中11人が区内介護サービス事業所に就職した。介護職合同就職相談・面接会では、令和6年度に参加者20人中2人が就職に至ったが、令和7年度には参加者9人中ひとりも就職に至らなかった。介護職員等宿舍借上支援事業は、令和7年度に区借上げ住宅1戸および民間賃貸住宅5戸について、住宅の借上げに対する費用助成を行い、職員の住居確保を支援することで介護職員の雇用促進、確保定着につなげた。

※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化	指導検査実施件数 a.社会福祉法人・b.保育所・c.障害福祉サービス事業所・d.介護サービス事業所に対する指導検査の合計数	a.社会福祉法人:1件 b.保育所:55件 c.障害福祉サービス事業所:17件 d.介護サービス事業所:1件	a.1件 b.66件 c.18件 d.26件	a.1件 b.69件 c.27件 d.32件	a.2件 b.73件 c.21件 d.39件	a.1件 b.73件 c.27件 d.35件	a.社会福祉法人:継続 b.保育所:認可保育施設、小規模・事業所内保育施設の指導検査全園実施 c.障害福祉サービス事業所:継続 d.介護サービス事業所:30件以上
②指定管理者評価、第三者評価等によるサービスの質の向上	第三者評価受審件数 (費用助成件数を含む)	a.保育所:36件 b.障害者支援施設:3件 c.高齢者福祉施設:6件 d.介護サービス事業所:6件	a.25件(認可:23件(私立:21件、公立:2件)、認証:1件、認可外:1件) b.4件 c.6件 d.9件	a.35件(認可:27件(私立:19件、公立:8件)、認証:7件、認可外:1件) b.5件 c.7件 d.9件	a.40件(認可:37件(私立:29件、公立:8件)、認証:2件、認可外:1件) b.4件 c.6件 d.9件	a.50件(認可:39件(私立:31件、公立:8件)、認証:2件、認可外:9件) b.5件 c.6件 d.11件	a.保育所:48件 b.障害者支援施設:12件 c.高齢者福祉施設:7件 d.介護サービス事業所:11件以上
③福祉サービス苦情相談窓口の設置	福祉サービス苦情相談件数	3件	8件	8件	12件	-	継続
④福祉専門職等人材の確保	a.区独自の「介護事業所の雇用・育成支援」による雇用人数 b.保育士等キャリアアップ補助制度利用件数(公設民営含む)	a.25人 b.全園で実施(73件)	a.23人 b.全園で実施(76件)	a.20人 b.全園で実施(76件)	a.11人 b.全園で実施(75件)	a.30人 b.全園で実施	a.40人 b.全園で実施

3 課題

実地指導について、認可外保育施設への保育料補助制度の見直しに伴い、認可外保育施設の質を担保する必要性が高まっている。障害福祉サービス事業所は、給付費の算定要件の把握が不十分であること等がみられることや利用者より苦情のある事業所もある。また、今後も保育所、介護・障害福祉サービス事業所の増加と合わせて、指導検査件数の増加が見込まれる。 福祉サービス第三者評価においては、事前準備や受審中の負担感から最低限の受審頻度にとどまっている事業者が一定数存在する。 保育士人材の確保における宿舍借上については、申請書類の不備等により補助対象外となる職員が発生している。また、介護人材の確保は今後の高齢化に向けた喫緊の課題であるが合同就職相談・面接会の参加者数及び就職者数ともに伸び悩んでいる。
--

区職員も委託先と連携して認可外保育施設に対する巡回を行い、サービスの質の向上を図る。障害福祉サービス事業所に対し、報酬改定の内容遵守や利用者保護のための安全管理の徹底などを図り、今後もサービスの質の確保・向上や給付費支給の適正化を推進していく。また、増加する事業所への対応のため、巡回および指導検査について業務の効率化を図る。 福祉サービス第三者評価は、制度及び受審によるメリットや効果をより一層周知し、受審数の向上に努める。 保育士人材の確保は、宿舍借上についての提出書類の見直しを図る。また、介護人材の確保については、介護職合同就職相談・面接会のあり方、人材確保の方策についても検討し、介護人材確保支援事業の周知活動を定期的に行いながら、就職後の継続的な雇用支援により介護職員不足の解消に取り組んでいく。
--

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性（4）	生活困窮者等の自立支援
目指す姿	●さまざまな課題を抱える生活困窮者等が制度の狭間に陥ることなく、その尊厳が守られ、真に安定した生活のための「社会生活の自立」や「経済的自立」に向けた支援を受けています。 ●子どもたちの現在および将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、必要な支援や環境整備および教育の機会均等が図られ、子ども一人一人が夢や希望を持って成長しています。

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価			生活困窮者自立支援相談については、令和6年度に開設した「京橋ふくしの総合相談窓口」に加え令和7年度に「月島ふくしの総合相談窓口」を開設したことにより身近な地域で相談ができる窓口体制を充実させることができ、相談件数が増加した。また、住居確保給付金の拡充により家計の改善のための転居費用に関する補助が開始したことを受け、家計改善支援事業の利用件数が微増した。 家庭相談・ひとり親家庭相談、女性相談において、相談者の悩みを聞き取り、関係部署と相互に連携しながら支援を行った。 小・中学生及び高校生世代を対象に切れ目のない無料の学習支援を行う子どもの学習・生活支援事業では、令和6年度から小学生対象教室を2教室から3教室に増設したほか、高校生世代についても受け入れ定員を40人に引き上げ、より多くの方に支援ができる体制を構築し、定員を概ね満たす人数の児童・生徒が参加した。受験生チャレンジ支援貸付事業については、令和6年度から窓口に加え電話での相談受付及び郵送申請を開始し申請しやすい体制を構築したことに加え、令和7年度には広報を強化したことにより、貸付件数が基準年を超えるなど成果があった。 ひきこもり支援については、東京都、庁内関係部署及び相談員との連携強化を図るため、支援体制や社会資源等の情報共有を行った。「ふくしの総合相談窓口」の開設により新たな支援ニーズが掘り起こされたことから、支援体制の強化に向け相談支援方法や居場所、区民を対象とした講演会などの検討を行った。不登校児童・生徒に対しては、一人一人の教育的ニーズに合った取組を行うことで、適応教室「わくわく21」への通室、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム(VLP)による支援、スクールソーシャルワーカーによる支援、校内別室指導支援員によるサポート、メンタルサポーターの派遣、医療や福祉との連携などにより、学校復帰や社会的自立につながった。
主な取組・事業に係る評価(評価内訳)			
A	①暮らしと仕事の自立支援【重・相】	A	
	②ひとり親家庭の自立支援	A	
	③子ども・若者の学習支援	A	
	④ひきこもり支援【重・相】	A	

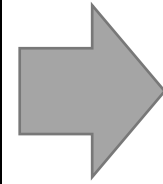
※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①暮らしと仕事の自立支援	a.自立支援機関相談受付件数 b.自立支援プラン作成件数	a.3,944件 b.220件	a.3,502件 b.154件	a.4,756件 b.145件	a.4,896件 b.138件	-	拡大
②ひとり親家庭の自立支援	a.ひとり親家庭相談件数 b.女性相談件数	a.463件 b.135件	a.433件 b.201件	a.512件 b.175件	a.450件 b.275件	-	継続
③子ども・若者の学習支援	受験生チャレンジ支援貸付件数	80件	65件	64件	83件	-	拡大
④ひきこもり支援	ひきこもり相談件数	29件	35件	21件	29件	-	拡大

3 課題

ひとり親家庭への支援においては、相談場所の確保に時間を要することで、迅速な初期対応が困難な場面がある。加えて、相談内容の複雑化・複合化に伴い、関係部署間での調整が長期化するケースも散見される。 子どもの学習・生活支援事業にあたり、児童・生徒一人ひとりの個性に合わせたきめ細やかな配慮や、多様な背景に応じた支援の必要性が高まっている。 ひきこもり支援については専門的な支援が求められるが、課題を抱える方が潜在化し、相談の件数は少ない状況にある。また、不登校児童・生徒の様々なケースに対して、多職種によるネットワークを構築し、より一層組織的に対応することが求められている。
--



4 今後の方向性

ひとり親家庭への支援については、専用相談室の確保を図るとともに、関係部署との緊密な情報共有を通じて連携を強化し、きめ細やかな支援を行う。 子どもの学習・生活支援については、課題を抱える児童・生徒や家庭に必要な支援につなげられるよう、地域福祉コーディネーター、ふくしの総合相談窓口、区の関係機関との連携を強化する。 ひきこもり支援は、専門的な支援を含めた支援内容を拡充するとともに、多様な広報媒体により周知し、これまで潜在化していた方を支援につなげる。また、支援が途切れることのないよう、他事業の紹介や他の支援機関と連携した支援を実施する。また、不登校児童・生徒に対しては、学校や関係機関が連携し情報共有を図るとともに、確実な働きかけを行うことで、学校復帰や社会的自立へつなげる。

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性（5）	権利擁護の推進
目指す姿	●虐待や暴力、差別や偏見のない地域社会ですべての区民の人権や財産が守られ、安心して暮らしています。

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価			配偶者等からの暴力・ハラスメント防止に関する男女共同参画講座や巡回パネル展の開催による普及啓発を図っている。また、女性相談、男性電話相談、令和6年6月開始のSNS相談のほか、令和7年4月の配偶者暴力相談支援センター機能整備に合わせてDV相談専用ダイヤルを設置し、配偶者等からのDV被害者を含む人権侵害に悩むあらゆる人が相談につながるよう相談窓口の充実を図った。 ヤングケアラーの啓発・相談支援について、小学3年生から中学3年生の児童・生徒に、子ども向けの啓発カードや相談機関一覧を配布し、ヤングケアラーの概念等を理解できるよう働きかけた。また、ケアマネジャーは自宅訪問等によりヤングケアラーを把握する可能性があることから、積極的な啓発や周知に努めた。 要保護児童対策地域協議会の調整機関として要保護児童等の早期発見・支援に取り組んだ。また、令和7年4月より、こども家庭センター機能が整備され、児童福祉部門と母子保健部門の連携を図っており、令和8年1月からは当事者視点の支援プランの作成を開始している。 また、支援対象となる児童・生徒数が増加傾向にあることから、スクールソーシャルワーカーを令和5年度、6年度で1名ずつ増やし、4名体制とし、巡回回数を増やすとともにより多くの案件に対応できる体制を整えている。 高齢者・障害者の虐待は、早期発見・早期対応につなげるために、パンフレットの配布等による相談窓口の周知や事業者への実地指導を行った。また、高齢者虐待は、虐待につながる恐れのある段階から積極的に介入したことから、通報件数が増加した。 成年後見制度については、成年後見制度や権利擁護に関する相談に対し、司法・福祉・地域等の関係者と連携し、本人の意思を尊重した支援を行うとともに、報酬助成制度の充実を図るため、対象者の経済的要件や報酬助成上限額の見直しを行った。また、区民後見人候補者を養成するとともに、地域関係者ネットワーク連絡会を開催し、顔の見える関係づくりを行った。
A	主な取組・事業に係る評価（評価内訳）		
	①人権尊重	B	
	②児童虐待防止	A	
	③高齢者・障害者の虐待防止	B	
	④成年後見制度の利用促進	A	

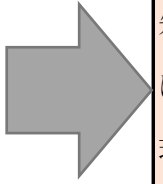
※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①人権尊重	女性相談件数(再掲)	135件	201件	175件	275件	-	継続
②児童虐待防止	3～4か月児までの母子の状況把握率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	100.0%
③高齢者・障害者の虐待防止	a.障害者の「虐待通報・相談窓口」の認知状況(※中央区障害者(児)実態調査) b.高齢者虐待を防止する取組の実施状況(施設サービス事業者)(※中央区高齢者の生活実態調査および介護サービス利用状況等調査)	a.身体・難病:15.3% 知的:19.8% 精神:15.1% b.100.0%	-	-	a.身体・難病:12.9% 知的:16.2% 精神:14.3% b. -	-	a.身体・難病:20.0% 知的:28.0% 精神:22.0% b.100.0%
④成年後見制度の利用促進	成年後見制度の認知度(※中央区障害者(児)実態調査、中央区高齢者の生活実態調査および介護サービス利用状況等調査)	高齢:40.9% 身体・難病:36.2% 知的:37.7% 精神:30.2%	-	-	高齢:37.9% 身体・難病:37.2% 知的:29.6% 精神:31.7%	-	増加
	成年後見制度の相談件数	2,592件	2,428件	3,582件	3,240件	3,818件	2,750件

3 課題

配偶者等からの暴力・ハラスメント防止に関するセミナーは集客が難しく、相談事業においては、人権侵害に悩むあらゆる人を相談につなげる必要がある。
人口増加や家庭の課題の多様化、関係機関からの通告件数増加等により、子どもの被虐待相談件数の増加が見込まれており、要保護児童、ヤングケアラー等への迅速かつ適切な支援・介入体制の強化が求められている。
高齢者数の増加に伴い、虐待の相談件数も増加することが想定され、障害者虐待防止については、通報・相談窓口の認知度に課題がある。
民法改正による成年後見制度の抜本的な見直しが予定されており、区民への普及啓発や関係者への周知、本人支援に携わる支援者への情報提供や関係機関との連携強化が求められる。



4 今後の方向性

セミナーの参加者募集の際に、区施設、関係部署、事業協力スタッフ等と連携し周知を図る。また、各相談窓口の周知強化に加え、SNS相談では、Web広告の利用、カードやしおりの配布等で周知を行う。
都区協同による相談員の確保や育成を継続し、相談支援体制を強化することで、児童虐待の未然防止を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの更なる増員を検討する。
高齢者・障害者虐待に関する通報・相談窓口を広く周知していくほか、虐待相談を受けた際の流れや動き方の共通理解をさらに深めることにより、早期発見・早期対応につなげる。
成年後見制度は、国の動向を注視し施策方針の検討を進め、民法改正後は、イベントや個別相談等の機会を捉えるとともに、様々な広報媒体を活用し、区民や司法・福祉関係者等に対し、新制度の情報発信や普及啓発を行う。

5 推進委員会による評価・意見等

--

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	
施策の方向性（6）	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
目指す姿	●安全・安心で快適な暮らしを実感でき、気軽に外出し社会参加できる環境が整っています。

1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)

最終評価			情報のバリアフリーの推進においては、広報紙の記事をもとに作成した「声の広報」(CD)や「点字広報」(点字版)を発行している。また、令和6年10月からは、多言語対応・音声読み上げ機能等を有するアプリ・WEBサービス「カタログポケット」を通じた広報紙の配信および希望者への無料個別配送を開始し、わかりやすく、受け取りやすい情報発信に努めた。加えて、区ホームページにおける自動翻訳機能や「やさしい日本語」のページを活用した情報提供のほか、通訳・翻訳者の週2回の窓口配置、タブレット端末を活用した電話・機械通訳の実施に加え、令和7年度より区ホームページや窓口設置の二次元コードを読み取って通訳コールセンターにつながるサービスを開始し窓口対応の強化を図った。障害者の支援では、従来の手話通訳者や要約筆記者の派遣に加え、情報保障の取組として障害者福祉課窓口にて遠隔手話サービスが利用できるタブレット端末や対話支援機器を導入、多様な意思疎通支援の強化を図った。また、車椅子に乗りながらバリアフリー箇所等の調査を行うバリアフリーマップ更新ボランティア講習会は、年々受講者数が減少している。 区内のバリアフリーについては、基本的な考え方・整備方針等を定める「中央区福祉のまちづくり実施方針」の更新を行うとともに、歩道の平坦化工事、バリアフリースイールの整備など、事業計画に沿って公共空間のバリアフリー化を進めた。事業者に対しては、施設建築物の確認申請等における審査にて、法令に基づくバリアフリー化の助言・指導を実施している。 子どもが安心して過ごせる環境づくりでは、通学路の安全対策として、こども110番、防犯ブザーの配布、安全パトロールや防犯カメラの設置等を実施している。小学校(9校)の校庭を子どもたちの安全な遊び場として開放しており、一部の学校(3校)では、令和6年度から自転車の練習やキャッチボールもできるよう、校庭(遊び場)開放と日時を分けて練習場所を提供している。防犯カメラを令和6年度の晴海西小学校の開校に伴い新たに5台を設置したことで、小学校17校・計85台の整備が完了している一方、設置から10年以上が経過しているカメラも存在している。
主な取組・事業に係る評価(評価内訳)			
B	①情報バリアフリーの強化	B	
	②人にやさしい空間づくり	A	
	③子どもを守る安全なまちづくり	B	

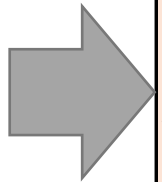
※評価の目安 A:順調 B:概ね順調 C:あまり順調でない D:順調でない

2 指標の推移

主な取組・事業	指標名	R4 (基準)	R5	R6	R7	R8 (予定)	R8 (目標)
①情報バリアフリーの強化	バリアフリーマップ更新ボランティア講習会受講者数	62人	38人	25人	7人	- (講習会廃止)	拡大
②人にやさしい空間づくり	外出の際に困ったり不便に思うこと(身体障害者・難病患者)(※中央区障害者(児)実態調査) a.道路の段差や駅などの階段 b.トイレが心配 a.ホーム階から地上までエレベーターによるバリアフリー経路が確保されている鉄道駅数 b.交差点における歩道のバリアフリー化率	a.26.5% b.23.5% a.26駅(28駅中) b.62.6%	- a.26駅(28駅中) b.63.4%	- a.26駅(28駅中) b.63.9%	a.32.1% b.23.3% a.27駅(28駅中) b.64.7%	- a.27駅(28駅中) b.-	減少 a.拡大 b.増加
③子どもを守る安全なまちづくり	校庭(遊び場)開放実施校数	9校	9校	9校	9校	10校	-

3 課題

誰もが情報にアクセスできるよう、特性やニーズに合わせた情報発信を進めていく必要があるほか、外国語通訳サービス導入による通訳・翻訳依頼件数や遠隔手話サービスの利用実績が少ない状況など、利用実態を分析しつつ、多文化共生に向けて円滑な窓口対応ができる体制づくりが必要である。また、バリアフリー化については、ボランティア講習会への参加者減少や最新の地図情報への対応などバリアフリーマップの更新方法を検討していく必要がある。 さらに、通学路の防犯カメラの更新や自転車練習ができる子どもの遊び場の充実が求められている。
--



4 今後の方向性

紙・デジタル媒体を効果的に組み合わせた分かりやすい情報発信を進めるとともに、窓口等での案内やコミュニケーションなど各場面に適した人員や機器を提供していく。また、バリアフリーマップに関しては、ボランティア講習会を令和7年度をもって廃止し、令和8年度以降、既存地図と並行してGoogle Maps版の改修を行いながら、全エリアの更新頻度を早めていく。あわせて、再開発や改築の機会を捉えた歩道、公衆便所のバリアフリー化を進めていく。 令和8年度から防犯カメラの更新を順次進め、子どもの安全確保に努めるとともに、安全安心な遊び場の充実に努める。

5 推進委員会による評価・意見等

--